

「中小企業等経営強化法」による 経営力向上設備等に係る工業会証明書の発行

※ 適用期限が2027年3月31日までの2年間延長されました。

※ 生産性向上要件の生産性比較指標が変更になりました。

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会

中小事業者の皆様には現在、「中小企業等経営強化法」により税制支援措置の制度が運用されています。

本制度の適用期限は 2025 年3月 31 日までとなっていました。が、生産性向上の要件が変更され 2027 年3月 31 日までの2年間延長されました。

生産性向上要件の生産性比較指標が、従来の「生産効率」、「精度」、「エネルギー効率」から

- ①単位時間当たりの生産量（〇〇/時間 等）
- ②歩留り率（完成品数/投入原料数 等）
- ③投入コスト削減率（必要作業時間の短縮率、必要投入原料の削減率 等）

のいずれかに変更されています。

●対象者、対象要件、適用期限、軽減措置、生産性向上要件、対象設備を下表に示します。

対象者 規模	○資本金 1 億円以下の法人 ○常時従業員数 1,000 人以下(資本金を有しない法人、又は個人事業主)		
対象要件	主務大臣の「経営力向上計画」の認定を受けた者		
適用期間	2025 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月31日までの2年間		
軽減措置	即時償却、又は税額控除 10% (7% ^(注)) (注) 資本金 3,000 万円超え1億円以下の法人		
生産性 向上要件	類型：生産性向上設備(A 類型) 要件：生産性 ^(注) が、旧モデル比で平均 1%以上向上する設備 ^(注) 生産性向上要件の比較指標が 従来の「生産効率」、「精度」、「エネルギー効率」、「その他」から ①「 <u>単位時間当たりの生産量</u> 」(〇〇/時間 等) ②「 <u>歩留り率</u> 」(完成品数/投入原料数 等) ③「 <u>投入コスト削減率</u> 」(必要作業時間の短縮率、必要投入原料の削減率 等) のいずれかに変更になりました。		
対象設備	設備の種類	最低価格	販売開始時期
	機械装置	160 万円以上	10 年以内
	ソフトウェア ^(注)	70 万円以上	5 年以内
	測定工具、又は検査工具	30 万円以上	5 年以内
	器具備品	30 万円以上	6 年以内
	建物附属設備	60 万円以上	14 年以内
(注) 設備の稼働状況等に係る情報収集機能、及び分析・指示機能を有するものに限る。			

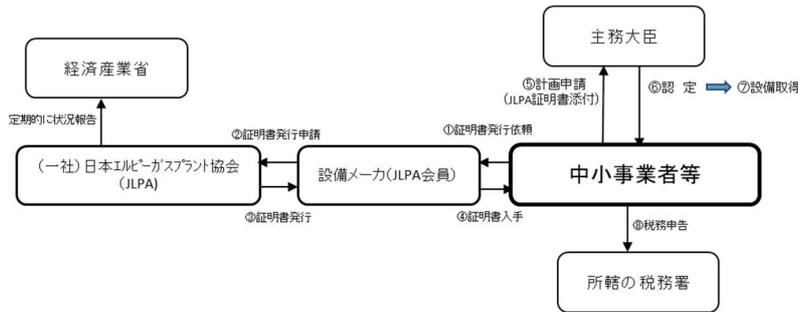
◆ 当協会からの、工業会証明書の発行先は下記に限らせて頂きます。

(一社)日本エルピーガスプラント協会 会員企業 (会員企業は当協会ホームページ <https://jlap.or.jp> 参照)

当協会では、中小事業者の皆様が中小企業等経営強化法に基づく認定申請を行う場合の添付書類として提出する「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」(以下、「証明書」という。)の発行を行います。

(注) この「証明書」は「販売時期」と「生産性向上1%」の要件を満たしていることを証明するものであって、税の軽減措置の適用が受けられることを証明しているものではありません。

(認定申請と証明書取得の流れ)



- ① 中小事業者が取得予定機器メーカー等の証明書発行を依頼する。(依頼先は取得予定機器を製造又は取扱う当協会会員に限る。)
- ② 依頼を受けた当協会会員機器メーカー等は当協会事務局に証明書発行を申請する。
- ③ 当協会事務局は審査し、証明書を発行し、当協会会員機器メーカー等に送付する。
- ④ 当協会会員機器メーカー等は、証明書本紙を中小事業者へ送付する。
- ⑤ 中小事業者は、中小企業等経営強化法の基づく認定申請時に証明書を添付する。
- ⑥ 所管行政は審査のうえ認定する。
- ⑦ 中小事業者は認定後、設備を取得する。
- ⑧ 中小事業者は設備取得後、税務申告を行う。

証明書発行手続き

中小事業者より証明書の発行依頼を受けた当協会会員機器メーカー等は次の書類を JLPA 事務局に送付して下さい。

- (1)「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」(様式1)
- (2)「チェックリスト」(様式2)
- (3)生産性が旧モデル比で平均1%以上であることを裏付ける資料
(例:新旧モデルの図面、仕様書、性能表 等)

(注)生産性向上要件の指標は、次の①②③のいずれか示していること。(従来から変更されています。)

- ①「単位時間あたり生産量」 (例)時間あたり生産量(〇/時間) 等
- ②「歩留り率」 (例)完成品数/投入原料数、良品数/完成品数 等
- ③「投入コスト削減率」 (例)必要作業時間の短縮率、必要投入原料の削減率 等

※(様式1)(様式2)は、(一社)日本エルピーガスプラント協会ホームページ (<https://jlpa.or.jp>) よりダウンロードしてください。

以上の(1)(2)(3)、及び返信用封筒(切手貼付)を下記宛に送付して下さい。内容確認後、証明書を発行し返送致します。

(送付先) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル 3F
一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会 事務局 根木和輝 行

※本件の問合せ先

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会 事務局 根木 和輝

E-mail neki@jlpa.or.jp TEL 03-5777-6167 FAX 03-5777-6168